

## 審 査 基 準

令和 6 年 8 月 1 日 作成

法 令 名：道路交通法
根 抱 条 項：第 108 条の 32 の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：運転免許取得者等教育の認定
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第 108 条の 32 の 2 第 1 項（運転免許取得者等教育の認定） 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第 1 条（課程の区分）、第 2 条（運転免許取得者等教育指導員）、第 3 条（設備）、第 4 条（課程の基準）、第 5 条（認定の申請）
審 査 基 準：別紙 1 及び別紙 2 のとおり。
標準処理期間：14 日
申 請 先：申請書は、交通部運転免許課に提出してください。
問い合わせ先：交通部運転免許課講習第三係（電話 0744-25-7744）
備 考：